原子力災害に備えた 新潟県広域避難の行動指針 (Ver.1) (案)策定時の課題 (平成26年2月)

I これまでに国へ要望した課題

| 1 住民等への情報伝達・発信 | 行動指針の該当ページ |
|--|-----------------------|
| ① 事故情報等の伝達・発信・・・・・・・・ | 3 - 1 , 3 - 2 |
| 国、事業者、関係機関から正しい内容がダイ や、迅速に公表ができる仕組みの構築 | イレクトに伝達される体制 |
| ② 避難指示情報等の伝達・・・・・・・・・ | |
| 住民等に対する避難指示や事故状況等が広域 される仕組みや手法の確立 | は的かつ迅速・確実に伝達 |
| ③ SPEEDIの在り方・・・・・・・・・・ | 3 - 1 , 4 - 1 |
| SPEEDIによる放射性物質の拡散予測につい、 への活用方法、住民への情報提供の方法 | て、住民避難等の防護対策 |
| 2 広域避難等の調整 | |
| ① 広域避難等の調整の仕組み・・・・・・・・ | 4 - 1 , 5 - 1 , 7 - 1 |
| 広域避難に備え、避難先、避難ルート、避難 避難者の食料・物資の調達等についての国・自 | |
| ② 避難指示、交通規制等の考え方・・・・ 4 - | 1 · 10、5 - 1、7 - 1 |
| 原子力災害時の避難指示系統等の在り方、高 制や誘導の考え方の明確化 | 高速道路やJR等の交通規 |
| ③ 住民避難への対応・・・・・・・ 2 - 1、 | 4 - 1 、 5 - 1 、 7 - 1 |
| 被ばくリスクを考慮した避難手段、業務従 | 事者等の確保 |
| 3 複合災害時の組織体制の構築 | |
| ① 複合災害に対応する組織体制の構築・・・・・ | 2 - 2 |
| 原子力災害や自然災害の対策本部が複数立 し、混乱するおそれがあるため、災対法や原災 れた対応方針の決定手順や、組織体制の構築 | |
| ② オフサイトセンター機能の在り方・・・・・・ | |
| 合同対策協議会等の役割や、その参集範囲の | の明確化 |

| - 女にコノ系列の配け、旅川寺 |
|--|
| ① 安定ヨウ素剤の配付、服用・・・・・・・・・・ 6 - 2 |
| 迅速な服用のため、各家庭、学校、事業所等への事前配付が必要なため、現行の法制度見直し。さらに、事前の問診体制の整備など、住民の 安心のための体制の整備 |
| ② 安定ヨウ素剤に係る指揮系統・・・・・・・・・・ 6 - 2 |
| 誰からどのような方法で、どこの自治体に連絡があるのか、さらに避 難住民に対し、どの時点でどのような方法で指示するのか等、指揮系統 の構築 |
| ③ 安定ヨウ素剤の取り扱い・・・・・・・・・・ 6 - 2 |
| 副作用発生時の国の責任や補償スキームの明確化 |
| 5 屋内退避等の状況下での災害対応・・・・・ 4 - 1、5 - 1、7 - 1 |
| 屋内退避等が必要な状況における民間事業者(道路復旧業務従事者、 看護師等)、防災関係機関(自衛隊員等)、自治体職員等の対応につい て、労働法制等の見直しを含め考え方の明確化。併せて、指揮、責任、 賠償等に係る法制度の整備 |
| 6 避難困難者への対応 |
| |
| ① 福祉施設、病院等の防護対策・・・・・・・・ 2 - 5 , 4 - 1 0 |
| |
| ① 福祉施設、病院等の防護対策・・・・・・・・ 2 - 5 , 4 - 1 0 施設入所者、入院患者等は迅速な避難が困難なため、福祉施設、病院 |
| ① 福祉施設、病院等の防護対策・・・・・・・・ 2 - 5 , 4 - 1 0 施設入所者、入院患者等は迅速な避難が困難なため、福祉施設、病院等の放射線防護措置の充実 |
| ① 福祉施設、病院等の防護対策・・・・・・・・ 2 - 5 , 4 - 1 0 施設入所者、入院患者等は迅速な避難が困難なため、福祉施設、病院等の放射線防護措置の充実 ② 屋内退避施設の整備・・・・・・・・ 2 - 4 、 2 - 5 、 4 - 1 ~ 複合災害時等、健常者でも避難が困難となることが想定されるため、 |
| ① 福祉施設、病院等の防護対策・・・・・・・・ 2 - 5 , 4 - 1 0 施設入所者、入院患者等は迅速な避難が困難なため、福祉施設、病院等の放射線防護措置の充実 ② 屋内退避施設の整備・・・・・・・・ 2 - 4 、 2 - 5 、 4 - 1 ~ 複合災害時等、健常者でも避難が困難となることが想定されるため、堅固な屋内退避施設(シェルター)の整備の考え方の明確化 |
| ① 福祉施設、病院等の防護対策・・・・・・・・・ 2 - 5 , 4 - 10 施設入所者、入院患者等は迅速な避難が困難なため、福祉施設、病院等の放射線防護措置の充実 ② 屋内退避施設の整備・・・・・・・・ 2 - 4 、 2 - 5 、 4 - 1 ~ 複合災害時等、健常者でも避難が困難となることが想定されるため、堅固な屋内退避施設(シェルター)の整備の考え方の明確化 ③ 物資供給等の支援体制の整備・・・・・・ 2 - 4 、 2 - 5 、 4 - 1 ~ 食糧をはじめとする物資供給や施設環境の整備など、避難困難者を支 |
| ① 福祉施設、病院等の防護対策・・・・・・・・・ 2 - 5 , 4 - 10 施設入所者、入院患者等は迅速な避難が困難なため、福祉施設、病院等の放射線防護措置の充実 ② 屋内退避施設の整備・・・・・・・・ 2 - 4 、 2 - 5 、 4 - 1 ~ 複合災害時等、健常者でも避難が困難となることが想定されるため、堅固な屋内退避施設(シェルター)の整備の考え方の明確化 ③ 物資供給等の支援体制の整備・・・・・・・ 2 - 4 、 2 - 5 、 4 - 1 ~ 食糧をはじめとする物資供給や施設環境の整備など、避難困難者を支援する体制の整備 |
| ① 福祉施設、病院等の防護対策・・・・・・・ 2 - 5 , 4 - 1 0 施設入所者、入院患者等は迅速な避難が困難なため、福祉施設、病院等の放射線防護措置の充実 ② 屋内退避施設の整備・・・・・・・ 2 - 4 、 2 - 5 、 4 - 1 ~ 複合災害時等、健常者でも避難が困難となることが想定されるため、堅固な屋内退避施設(シェルター)の整備の考え方の明確化 ③ 物資供給等の支援体制の整備・・・・・ 2 - 4 、 2 - 5 、 4 - 1 ~ 食糧をはじめとする物資供給や施設環境の整備など、避難困難者を支援する体制の整備 7 防護対策に要する財源措置・・・・・・・ 全般 ① 災害対応に当たる民間事業者等向けの防災資機材や住民向けの防護マ |

4 安定ヨウ素剤の配付、服用等

| ① OILの基準値の根拠・・・・・・・・・ 2 - 4、2 - 5 |
|---|
| ② OILに基づく避難の手順・・・・・・・・・ 2 - 4、2 - 5 |
| |
| Ⅱ 新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会で検討されている課題 |
| ① フィルターベントの運用と避難計画の整合性・2 - 1、4 - 1、6 - 1 |
| ② プルーム通過時の希ガスによる放射線の影響・ 2 - 1、4 - 1、6 - 1 |
| Ⅲ 今後市町村、関係機関とさらに検討が必要な課題 |
| ① 避難住民の搬送手段・・・・・・・・・ 2 - 1、4 - 1、7 - 1 |
| ② 電力事業者の詳細なEAL設定・・・・・・・・・ 2 - 2 |
| ③ 電波不感地帯の対策・・・・・・・・・・・・ 3 - 1 |
| ④ 避難時のルート・・・・・・・・・・・・・ 4 - 1 |
| ⑤ 車両のスクリーニングの実施主体・・・・・・・・ 5 - 1 |
| ⑥ 除染の実施場所や使用した水等の処理等の考え方・・・・・ 5 - 1 |
| ⑦ 事前配布した安定ヨウ素剤の期限切れや転居時の回収・・・・ 6 - 1 |
| ⑧ 避難準備区域(UPZ)外住民の安定ヨウ素剤服用の検討・・・・ 6 - 1 |
| ⑨ 避難困難者を支援する体制・・・・・・・・・・ 7 - 3 |
| ⑩ 要支援者の避難後の支援体制・・・・・・・・・ 7 - 3 |

8 OILの基準値